

資料 2

令和 2 年度 第1回柏市国民健康保険運営協議会資料

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の対応について

令和 2 年 8 月 2 8 日 (金)

市民生活部 保険年金課

目次

① 新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険料の減免について	3 ページ
② 減免に係る申請確認用フローチャート	4 ページ
③ 減免額について	5 ページ
④ 減免割合について	6 ページ
⑤ 傷病手当金について 1	7 ページ
⑥ 傷病手当金について 2	8 ページ
⑦ 傷病手当金について 3	9 ページ

① 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について

【対象世帯】

(ケース1) **新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者がお亡くなりになった世帯又は重篤な傷病を負った世帯**

(ケース2) **新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の要件（1から3までに全てに該当する世帯**

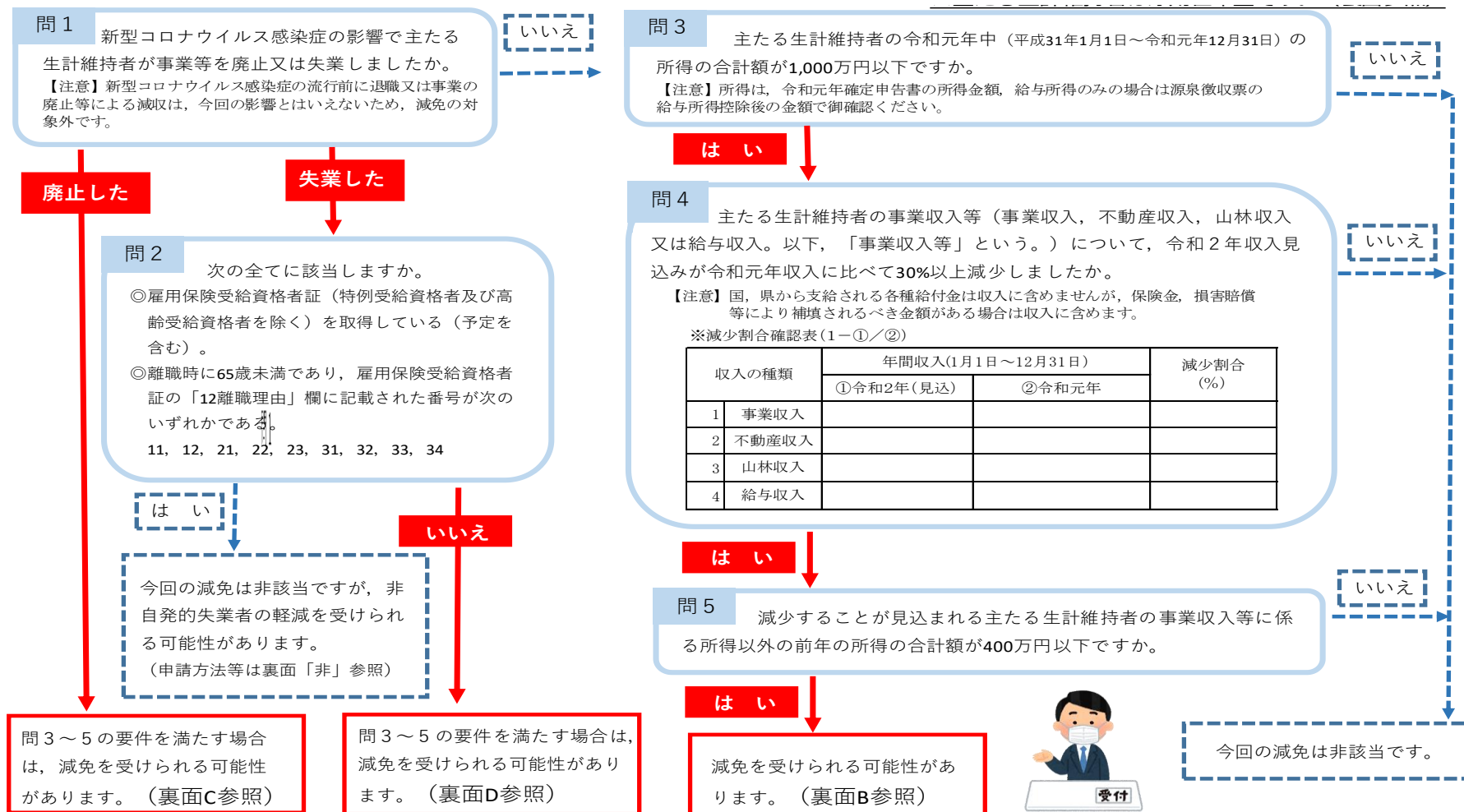
世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の**10分の3以上**であること。

世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額が**1000万円以下**であること。

減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が**400万円以下**であること。

（注意）主たる生計維持者とは、原則的に世帯主とする。ただし、同一世帯内の他の国民健康保険の加入者が主として生計を維持している場合においては、その者を主たる生計維持者としてみなす場合がある。

② 減免に係る申請確認用フローチャート



③ 減免額について

減免額

(ケース1) 全額免除

(ケース2) 対象保険料額 $(A \times B / C)$ \times 減免割合(D)

対象保険料額 $(A \times B / C)$

A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

(減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額)

C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

(注意) Bが0円 (マイナスも含む) の場合は、上記計算式にあてると減免額は0円になります。

④ 減免割合について

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注意) 世帯の主たる生計維持者の事業の廃止等の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、減額又は免除の割合を10分の10として算定します。

令和元年度分

普通徴収の場合は第9期、10期分。特別徴収の場合は、令和2年2月の年金から差し引いた分

(注意) 加入の届出が遅れた世帯の対象保険料額に係る算定式中のAの保険料額については、令和2年2月分及び同年3月分の保険料を月割りで計算した額になる場合があります。

令和2年度分

令和2年度中に納期限が設定された全ての納期分

⑤ 傷病手当金について 1

1. 条例の一部改正及び事業費の補正対応

(1) 傷病手当金制度施行までの経緯

令和2年5月1日 柏市国民健康保険運営協議会委員に対し、条例改正案の説明及び意見聴取

5月8日 市議会令和2年第1回臨時会開催

柏市国民健康保険条例の一部改正の議案及び補正予算の議案を提出

同日に全員賛成で可決成立

5月9日 公布

(2) 補正予算額

17,400千円

(3) 国の財源支援

傷病手当金支給額の全額について特別調整交付金にて補填

(4) 周知の方法及び媒体

①市のホームページにて、制度の案内と申請様式の掲載

②「広報かしわ」への掲載（令和2年6月1日号に掲載）

③納付相談時など、窓口での周知

⑥ 傷病手当金について 2

2 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、柏市国民健康保険の被保険者のうち被用者（雇用されている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われた場合を含む）、その療養のため労務に服することができなかった期間の生計費の保障を行うため、傷病手当金を支給（令和2年5月8日公布 柏市規則第60号柏市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則）

3 対象者

柏市国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合において、療養のために労務に服することができず、給与等の全部又は一部の支払いがされていない方

4 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目＝支給対象となる初日）から、労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日数（最長1年6カ月）

※支給対象となる初日が後述の適用期間内であること

⑦ 傷病手当金について 3

5. 支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 3分の2 × 支給対象となる日数

補足

給与等の全部又は一部を受けることができる方は、これを受けることができる期間は、傷病手当金は支給されない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、算定された傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給

給与等とは所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く

支給額の上限は、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、その金額とする

6. 適用期間

令和2年1月1日から同年12月31日まで

※ 令和2年8月17日付け厚生労働省保険局の通知にて、財政支援の延長が図られたことから、適用期間の終了日について当初の令和2年9月30日までから令和2年12月31日まで延長する。適用期日の延長については、市ホームページで周知すると共に令和2年10月1日号広報かしわに掲載予定

支給対象となる期間の開始日が適用期間内にあることが支給の要件となる。この要件を満たしている場合は、支給対象の終期が適用期間後であっても支給対象となる